

雇用保険を受給される方へ(お知らせ)

- ※ 雇用保険の基本手当の日額が3,612円以上の場合は被扶養者でなくなります。

この場合、被扶養者でなくなる日は求職申込後、待期期間(7日間)満了日の翌日または給付制限期間満了日の翌日となります。

被保険者証は被扶養者でなくなった日以後は使用できません。速やか(5日以内)に「被扶養者異動届(不該当)」に添えて、事業所を経由して当健康保険組合に返還してください。

被扶養者でなくなった日以後、当健康保険組合の被保険者証を使用し受診されると医療費を返還していただく場合もあります。

- ※ 「被扶養者異動届(不該当)」処理後、「被扶養者削除証明書」を送付しますので住所地の市(区)町役場で国民健康保険への加入手続きをお願いします。

お問い合わせは

広島県自動車販売健康保険組合

〒733-0036

広島市西区観音新町2丁目4-25

☎ (082) 292-8643